第１号様式（第２条関係）

記入例

○○年○○月○○日

岡山市長　あて

認可申請者

岡山県岡山市○区○○町○丁目○番○号

○○株式会社　代表取締役　○○　○○

事業認可申請書

　高齢者の居住の安定確保に関する法律第５３条第１項の規定に基づき、同法第５２条の事業について別紙のとおり認可を申請します。

備考

１　認可申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

別紙

１．賃貸住宅の位置

|  |  |
| --- | --- |
| 住居表示※ | 岡山県岡山市○区○○町○丁目○番○号 |
| 敷地に関する権原 | １　所有権２　地上権・賃借権・使用貸借による権利期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで　■自動更新あり　■認可申請者が当該敷地上の賃貸住宅において終身建物賃貸借を行うことについて当該敷地を有する者が承諾している |
| 賃貸住宅に関する権原 | １　所有権２　賃借権・使用貸借による権利期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで■自動更新あり■認可申請者が賃貸住宅において終身建物賃貸借を行うことについて賃貸住宅を有する者が承諾している |

※住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

２．賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅戸数 | 　　認可申請対象戸数　　　○○戸 | 詳細については、別添１（共同居住型賃貸住宅の場合は別添２）のとおり |
| 専用部分の床面積※ | 　　　（最小）　　　　○○．○㎡ |
| 　　　（最大）　　　　○○．○㎡ |
| 設備 | 　共同利用設備　　　■あり　　□なし |
| 　□共同居住型賃貸住宅として使用 |
| 加齢対応構造等 | ■認可基準に適合している |

（注１）「共同利用設備」は、居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び洗濯室のうち賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する設備をいう。

（注２）「共同居住型賃貸住宅」は、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

※認可申請対象戸数が１戸の場合には、「専用部分の床面積」は「（最小）」の欄に記載すること。

３．賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

|  |
| --- |
| 次の者を終身建物賃貸借に係る賃借人とする。自ら居住するため住宅を必要とする高齢者（六十歳以上の者であって、賃借人となる者以外に同居する者がないもの又は同居する者が配偶者若しくは六十歳以上の親族（配偶者を除く。）であるものに限る。）又は当該高齢者と同居するその配偶者 |

（注）「賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項」における賃借人は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第５２条の規定に該当するものをいう。

４．賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 賃貸の条件 | 権利金その他の借家権の設定の対価を受領しない。 |
| 賃貸借契約の解除 | 入居者が不正な行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とする。 |
| 前払家賃の額 | ○○万円（○○歳男性の場合）○○万円（○○歳女性の場合） |
| 上記前払家賃の算定の基礎 | 終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払い金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の算定の基礎を書面で明示する。 |
| 上記前払家賃に対する保全措置 | 上記前払家賃について終身建物賃貸借事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えて、銀行による保証その他国土交通大臣が定める措置を講じる。 |

５．賃貸住宅の管理の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 管理期間における管理の方式 | １．賃貸住宅の管理の委託　　（委託先の氏名又は名称：株式会社○○　代表取締役　○○　○○）　　（委託先の所在地：岡山県岡山市○区○○町○丁目○番○号 ）２．自ら管理 |
| 賃貸住宅の修繕 | 外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。 |
| 備付図書 | 賃貸住宅の賃貸借契約書家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事業の収支状況を明らかにするために必要な書類 |

６．賃貸住宅の整備の実施時期

|  |  |
| --- | --- |
| 整備の着手の予定年月日 | ○○年○○月○○日 |
| 整備の完了の予定年月日 | 　　○○年○○月○○日 |

（注）賃貸住宅の整備をして終身賃貸事業を行う場合以外は記載不要。

７．事業が基本方針及び岡山市高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

|  |
| --- |
| 基本方針及び岡山市高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営します。 |

（注）「基本方針」は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第３条第２項に規定する基本方針をいう。

賃貸住宅の規模及び設備等

別添１

１．専用部分の規模及び設備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 専用部分の床面積(㎡） | 設備 ※ | 住戸数(戸) | 住戸番号(該当するものをすべて記載） |
| 完備 | 台所 | 便所 | 収納 | 洗面 | 浴室 |
| ○○．○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × | ○○ | ○○○～○○○ |
| ○○．○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○○ | ○○○～○○○ |
| ○○．○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○○ | ○○○、○○○、○○○ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）住戸の規模及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。

（注２）「設備」欄の「完備」は、各戸に台所、便所、収納、洗面及び浴室の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は○、無しの場合は×と記載すること。完備の場合は、「完備」を含め全ての欄に○を記載すること。

２．共同利用設備

|  |
| --- |
| 共同利用設備 ※ |
| 台所 | ○ |
| 収納 | × |
| 浴室 | ○ |

　※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。

賃貸住宅の規模及び設備等 (共同居住型賃貸住宅用)

別添２

２

1. 専用部分の規模及び設備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 専用部分の床面積（㎡） | 設備 ※ | 住戸数(戸) | 住戸番号(該当するものをすべて記載） |
| 完備 | 便所 | 洗面 | 浴室 | 台所 | 洗濯室 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１) 住戸の規模及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。

（注２）「浴室」は、シャワー室を含む。

（注３）「洗濯室」は、洗濯場を含む。

（注４）「設備」欄の「完備」は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は○、無しの場合は×、完備の場合は、「完備」を含め全ての欄に○を記載すること。

1. 共同利用設備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共同利用設備 ※１ | 整備箇所数 | 想定利用戸数(戸 )※２ | 想定利用戸数／整備箇所数※３ |
| 便所 |  |  |  |  |
| 洗面 |  |  |  |  |
| 浴室 |  |  |  |  |
| 台所 |  |  |  |  |
| 居間 |  |  |  |  |
| 食堂 |  |  |  |  |
| 洗濯室 |  |  |  |  |

※１　有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。

※２　「想定利用戸数」には、認可の対象としない住戸も含めること。

※３　居住人数概ね５人につき１箇所の割合で設けること。

1. 延べ床面積等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全住戸数(戸)※１ | 賃貸住宅の所在する地方公共団体における最低延べ床面積※２(基本：全住戸数×１５＋１０) (㎡) | 賃貸住宅の延べ床面積(㎡)※１ |
|  |  |  |

※１　「全住戸数」と「賃貸住宅の延べ床面積」には、認可の対象としない住戸も含めること。

※２　「賃貸住宅の所在する地方公共団体における最低延べ床面積」は、賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定めている場合にあってはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定めている場合（賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。）にあってはその規模を記載すること。